

「すぐに施策に生かせるもの」「検討を必要とするもの」「将来的な課題となるもの」「実現不可能なもの」など、寄せられる声にはさまざまなものがあります。その一つひとつが「さんようおのだ」のまちづくりに生きています。

市民一人ひとりの手づくりによる、住んでよかったと思えるまち「さんようおのだ」をつくりましょう。

西ノ浜交差点の道路改良工事

西ノ浜交差点では交通事故が多発しています。「歩車分離信号」が設置されましたが、見切り発車の車もあり十分とはいえません。

主要幹線道路でもありますので、抜本的な交差点改良をお願いします。

飛行物の規制等

東沖でパラモーターが飛行していますが、住宅地上空に飛来するものもあり、近所の住人が騒音に大変迷惑しています。時には、人が集まる場所にわざわざ飛んで行って低空飛行をするものもあるようです。

① 騒音 ② 墜落の危険 ③ プライバシー保護の3点を考慮し、対策を検討してください。

【回答】土木課

当該交差点では、小野田港方面から刈屋方面へ右折する車が横断歩道を通行中の人はねる事故が多発したため、山口県公安委員会が「歩車分離信号」を設置しました。

道路が直角に交差していない変則的な交差点であり、改良工事は家屋移転等、大規模な事業費が必要となるため困難と思われます。

横断者の安全確保のためには、横断中に車が交差点に進入できない、現在の「歩車分離信号」が最も効果があると考えています。

▼西ノ浜交差点(山口銀行西ノ浜出張所前)



【回答】生活安全課

パラモーターの飛行に伴う騒音は、法や条例による規制対象になっていません。また、航空機ではないため航空管制区域外であれば自由に飛行することができます。「東沖ファクトリーパーク」や「きららビーチ焼野」の土地・施設管理においても特に飛行を規制していません。しかし、ご指摘のように、一部の愛好者によるモラルの欠如した飛行実態があることも事実です。

今回、「国土交通省航空局」に対し、苦情内容について電話での情報提供を行い、愛好者を取りまとめる団体に対しても文書での申入れを行いました。



▲パラモーター

これからも、市民のみなさまからの苦情をふまえ、市内のパラモーター愛好者に対して、騒音に配慮し、安全な飛行を堅持するよう申入れを行いたいと考えています。